

三芳町立学校設置条例の一部改正について(素案)

1 目的

「三芳町小中学校再編計画」に従い、上富小学校を三芳小学校に統合するため、学校設置条例の一部改正を行います。

2 改正の内容

令和10年4月1日に、上富小学校を三芳小学校に統合するため、次のとおり改正します。

・小学校の設置規定(名称及び位置(所在))

条例中「小学校」の「上富小学校」の名称及び位置を削除する。

| 現行(令和9年度まで) | | |
|-------------|------------|---------------------|
| (1) 小学校 | | |
| ア | 三芳町立三芳小学校 | 入間郡三芳町大字北永井 343 番地 |
| イ | 三芳町立上富小学校 | 入間郡三芳町大字上富 1267 番地4 |
| ウ | 三芳町立唐沢小学校 | 入間郡三芳町大字藤久保 410 番地2 |
| エ | 三芳町立藤久保小学校 | 入間郡三芳町大字藤久保 7233 番地 |
| オ | 三芳町立竹間沢小学校 | 入間郡三芳町大字竹間沢 550 番地1 |



| 改正後(令和10年度から) | | |
|---------------|------------|---------------------|
| (1) 小学校 | | |
| ア | 三芳町立三芳小学校 | 入間郡三芳町大字北永井 343 番地 |
| イ | 三芳町立唐沢小学校 | 入間郡三芳町大字藤久保 410 番地2 |
| ウ | 三芳町立藤久保小学校 | 入間郡三芳町大字藤久保 7233 番地 |
| エ | 三芳町立竹間沢小学校 | 入間郡三芳町大字竹間沢 550 番地1 |

・施行日

令和10年4月1日